

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月28日

河内町長 野 澤 良 治

記

令和5年度河内町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度河内町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業補助金	9,073
10 教育費	3 社会教育費	河内町中央公民館建設実施設計業務	14,399
合 計			23,472